

競争入札参加者選定委員会設置要領

平成9年4月

改正	平成11年5月	平成12年3月
	平成13年3月	平成15年3月
	平成16年3月	平成19年7月
	平成21年3月31日企業経第345号	平成22年7月8日企業経第91号

(設置)

第1 企業局が所管する県営建設工事等の請負契約の合理化と適正化を図るため、競争入札参加者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2 選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 企業局建設工事(企業局長が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいい、製造物の供給を含む。以下同じ。)の請負契約及び建設関連業務(建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和58年岩手県告示第1328号)第2条第1号に規定する建設関連業務をいう。以下同じ。)の委託契約に係る一般競争入札又は条件付一般競争入札の参加者の資格の設定及び確認に関すること。
- (2) 企業局建設工事、委託(建築設計に係るものを除く。以下同じ。)及び物品の購入(以下「工事等」という。)に係る指名競争入札の参加者の選定に関すること。
- (3) 技術的適性等に関する必要な資格に関すること。
- (4) 低入札価格調査基準に該当する入札が行われた場合における当該入札の落札者の決定に関すること。
- (5) その他特に命ぜられたこと。

(組織)

第3 選定委員会は、次の各号に掲げる工事等の設計額又は見積価格の区分に応じ、当該各号に定めるところにより組織する。

- (1) 1件の設計額又は見積価格が1億5,000万円未満の工事等
経営総務室予算経理担当課長(以下「予算経理担当課長」という。)(予算経理担当課長に事故あるときは経営総務室管理課長(以下「管理課長」という。))が主宰し、予算経理担当課長がその都度指名する課長又は担当課長3人が出席して行う委員会
- (2) 1件の設計額又は見積価格が1億5,000万円以上の工事等
経営総務室長(経営総務室長に事故あるときは技師長、技師長に事故あるときは予算経理担当課長)が主宰し、技師長、管理課長、予算経理担当課長(予算経理担当課長が主宰するときは経営総務室経営企画課長)及び業務課総括課長が出席して行う委員会

(運営)

第4 選定委員会は、主宰者が必要の都度開催するものとする。

- 2 選定委員会は、非公開とする。
- 3 選定委員会の開催及び委員の指名は、競争入札参加者選定委員会開催通知書(様式第1号)によるものとする。
- 4 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 委員が、やむを得ない理由のため委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 6 選定委員会の議事は、出席委員の総数の過半数で決し、可否同数のときは、主宰者の決するところによる。
- 7 主宰者は、選定委員会の審議に付する工事等に応じ、次に掲げる資料及びその他参考となる資料を作成し審議に付するものとする。
 - (1) 企業局建設工事の請負契約及び建設関連業務の委託契約に係る一般競争入札、条件付一般競争入札又は指名競争入札にあっては、知事部局において競争入札審議会に提出することとされている資料

(2) 様式第2号(委託(建設関連業務を除く。))に係る指名競争入札参加者指名調書)

(3) 様式第3号(物品の購入に係る指名競争入札参加者指名調書)

8 主宰者は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

9 主宰者は、選定委員会における審議結果を局長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第5 関係職員は、選定委員会の審議内容について、秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6 選定委員会の庶務は、経営総務室において処理する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月8日から施行する。